

右用要申上候 以上

三月廿九日

注

1 神田より子「佐渡に残る修験資料(一)」「佐渡に残る修験資料(二)」「佐渡に残る修験資料(三)」以上
『敬和学園大学研究紀要』第三・五号 一九九四〇一
九九年 敬和学園大学人文学部

2 萩原龍夫『巫女と仏教史』昭和五八年 吉川弘文館

3 神田より子「佐渡に残る修験資料(一)」「佐渡に残る修験資料(二)」「佐渡に残る修験資料(三)」以上
『敬和学園大学研究紀要』第四号 一九九五年 敬和学園大学人文学部

追記

本資料は佐渡相川町文書館が収集した修験の文書である。この資料の翻刻と活字化にあたり、快く許可してくださった。そして解説にあたっては宮古市史編纂室の岸昌一氏に協力をいただいた。記して謝意したい。

十七、（375）

以愚筆申上候、然は来ル十一日より十三日まで拙寺ニお
いて近町老若男女集り候て金銀山繁榮之ため三日之間御
祈願又は百万遍修行仕度旨ニ申來り、何も貴院様も乍苦
勞御初穂は無之とも御入來可被下候、何も御面対之砌り
萬々御嘶申上候、先は用向斗如此御座候 以上

六月九日

西光寺

両善院

十八、（382）

天龍院徒連筋

梅津村

大慈院様

両善院

要用類書

（包紙）

十九、（388）

両善院様

玄養院

尊下

（包紙）

紙上を以啓上仕候、寒氣之砌弥御安全之段珍重不斜賀候、
然は大倉村天龍院娘いと義、当八月頃より相川密藏院へ
住居、右は拙僧同人引請、尤天龍方以今不埒候得共、彼

御手紙被下難有拝見仕候、今日ハ旦用御座候間罷出がた
く、いづれ明日ニ被成可被下候、且拙院去未分御冥如銀・
巫女役錢六百文先達而下り六十四人之分、明日参上之節
持參可仕候間、右様御承知可被下候

是致候ては此度之注連渡し間ニ相兼候ニ付、無拋拙僧
注連筋ニ致申候、今般実相請候覚内ニテ、右式可相勤致
存念、右は相川表よりハ遠方之儀ニ付、何卒貴院之御世
話ニテ明後十九日ニは下久知同院迄當人召連させ、貴院
娘ニても、又は何方より巫女頼入候とも右之日限之式相
勤可被下と私頼上候、尤当町之事ニ付御初穂等ハ輕少く
至り少く差上候間、右様思召御手伝可被下候、巨細之義
ハ當いとより御聞請被下度、追て萬々御礼可申述候、早々

頓首

霜月十七日

壱丁め

両善院様 水品久三郎

要用

(包紙)

十五、(361)

明封いたし

(包紙)

両善院住寺様 世尊院拝上

とじ

上候、御地之趣何分御知セ被下度奉存候、乍憚御老母へ
もよろしく御鶴声申候 已上

恐惶謹言

二月五日夜

大先達様

元老尊 拝上

十六、(372)

先達而御教責給り忝致拝誦候処、宗帳取調へは是迄之通
り調置候様ニ被仰候得共、村々名主より催促等有之院跡
も御座候、還俗之身ニ御願候へは、巫女弟子等可書上様
無之、且又村々宗帳下書前年と相違有之付、宗帳書様御
教書ヲ以て御觸示も有之ニ、拙供斗り前年通り書様ニて
可納義ヲ不存候、就之会合之上哥代村大福院様ヲ為遺し
差出し候間、巨細は此仁ヘ衆意ヲ頼入候上御示談之上宜
敷御取計ひ願申度候、先は先簡被仰候通り近日乍御「
〔散御來歸於有之は、難有斯拝〕」可申上候 恐々

敬日

三月七日

両善院様

東光院

御文略奉申上候、弥御安康御加年珍重奉存候、然は御役
所表之儀修驗道立伏如何ニ御座候や、当春ニ至り御窺も
不被遊候や、当方拵ニも修驗道之儀種々之□有之候
得共、猶來事相知不申候間、一応御窺申上候、御中之内
神職ニ相極候ものも有之趣承り申候、実正ニ御座候や、
拙方ニても昨十一月京都へ幸便有之、御殿へも書条差出
置候間、当春は早々幸便次第御返事も有之やと相待罷在
候、種々窺度事も御座候得共、取急候間あらまし御窺申

三光院

判

大徳院
長善院

判

右は調印刻附を以早々巡達、尤当事延日ニ相成候間急ニ

巡達、止より可被相返候事

旧十月八日出ス

矢柄村

元觀行院

十三、(337)

先達而中拙僧妹巫女と長違候付、当人は勿論拙僧并親類・相川組惣代連印を以御清書奉差上置「」多得止事、前同様之始末ニ付又候御糺ニ預かり何とも一言申披一切無御座候、当山御役所御年頭暫く隠居被仰付承知奉畏候、就て御咎中拙院々代組惣代不動院へ被仰付被下置候様仕度条、旁為御念御願青奉差上候 以上

十四、(357)

乍憚以書中ヲ啓上申上候、度々御布達之趣置奉存候、下僧共小田区戸長兩三度斗り余り御役判願入候へ共、何分承知も無之、其外新管之趣ニ付大キニ返し申聞せ甚々難義仕候間、貴僧様より慥ニ御役所へ一同之得度届ケ之儀之書面御届ニ相成候哉、御下ケニても候哉、早速御知せ可被下候、右儀真言之宗門宜敷御勤致度候へ共、小田

梶井五郎左衛門下戸長共へ申付、当月不勤候間、内々用も只今廿日斗り院内ニ有、外々へ一節罷出不申候間、此段御承知可被下候、其区内は何用ニ候哉、私共承知無之故、其元様方且用御勤被成候力、早速御知せ可被下候也

相川門前町ニて	徒矢柄村
両善院様	元觀行院

(包紙)

打続快晴御同慶奉存候、弥御安剛珍重御儀奉存候、然は神明祭礼ニ御座候間、后刻御家内御一同御登り被下候様仕度、為差御肴も無御座候へ共、龜酒壺献差申度可何分然御待申居候、右は態々御招申上度如是御座候、此外得貴顔候おり可申上候 已上

七月晦日

迄ニ当院え可被相届候、且相川在共年々御礼出勤之砌差合多く無人ニ付、御沙汰も可有之哉、尤當時入院御礼ハ請宗共無之候ニ付、入院住職いたし候もの、其組ニ不抱出府御礼相勤可申候、然全当宗之儀ハ先年通り壱組式人宛可罷出候、右御礼出勤之輩差合・病氣ニて不被相勤もの有之候ハゝ、御礼前日九つ時までに指令之趣當付を以急度可被相届候、相川・在とも御礼出勤之分并ニ年預役其組惣代蹕と致し候人跡院主を相究、来月十日迄ニ名前書付可被差出候、尤後筋之義ニ候得ハ壱院現住之ものへ相勤可申候、御用向ニ差支無之様銘々可得相心、且御礼出勤之輩任官相当之裝束不見苦様用意申上可罷出候、尤御礼ニ付入用之分ハ其向々え可被相渡候事

一 宗門改之義、例年之通ニ月廿五日相改候間、老人も不残可被指出候、尤二月朔日限り組惣代之輩同年扣張当院え可被持參候、右期日延哉候ては帳認メニ差支ニ相成候間、右様相心得同日無相違持參可有之候、且至て惡筆不調法之帳面ハ幾度も相戻し候間、入念之上認メ可差出候事

一 御冥伽銀、巫女役錢とも二月廿五日取立候間、銘々上納可有之、且組惣代・当番遠在之ものハ前日罷出、

廿五日早朝より相詰、預合より致持參候御役錢一組限り取調、目録相添へ年預役より指出し、請取ニ引替組内より披露之事

一 無住之院跡は師匠跡并親類組合之もの厚く致世話、後住決定住職相究メ、院役退転無之様取斗、一派繁榮致し、相続有之候義專一之事

一 組合之儀は何事ニよらす不相離ものに候間、都而祈念・寄合ニ至る迄樂和篤実に相交り、如法之儀專要ニ可相心得事

右之趣可被其意もの也

卯十一月廿九日辰上刻出ス

袈裟頭代 両善院
当組惣代 良藏院

玄養院

智足院

金性院

無量院

金剛院

極月廿六日申下刻

請取申候

当組惣代々大福院

印

十一、(248)

当九月廿三日松平式部大輔御老中上座被仰付候、殿事
伊豫守と可改旨被仰下候

急差紙 当山役所
(包紙)

賃先拂 下八幡村両善院

兼て達書差越昨十六日可罷出と待居候得共、出府無之、
右ニ付飛脚人を以申越候、貴院宗門帳印形両院共之分持
參、真光寺村常樂院召連、此段見届次第當院へ罷出可被

届候 以上

辰三月十七日 辰ノ上刻出ス

④

袈裟頭代 両善院
下八幡町 不動院
真光寺村 常樂院

右之通り被 仰出候間、可被得其意候 巳上

卯十一月

頭職代 両善院
④

在々一派中

奉行所

一 摂州西宮神主吉井陸奥、当地信心之もの共え相対配
札いたし候段願出、当卯としより五ヶ年月壹度宛海配
札可致等ニ付、信仰之者共ハ初穂多少ニ不抱着次第ニ
差出配札請不苦候、尤押て不配様陸奥え申渡置条、其
旨可然心得候、右之趣相觸候條可得其意もの也

卯十一月

十二、(250)

公儀 觸 状 当山役所
御本山

(包紙)

一 御国法相守候儀は勿論、毎年 御本山寄御觸達之通
り一派之僧侶、殺生又は遊芸相好み、或は酒狂之上喧
嘒口論等致し候もの有之候節は、早々可被訴出候、吟
味之上宗抜可申付事

一年始御礼之義、相川組は正月六日、在々ハ七日、先
例之通得相心、在々より御礼出勤之輩正月六日九つ時

蓮花院始メ智足院

御本山 醍醐御殿御香料并ニ御祝儀物之儀、兼て先達
而申達置候、且 御金御用便之儀及承候処、未初旬御出
立之趣ニ付其組内より此旨申達、來ル閏五月朔日ニ其院
ニ印形出銅不残持參之故、當院より可被罷出候 以上
已五月九日 午ノ上刻出ス

袈裟頭代

兩善院 ④

當山目附役

蓮花院 ④

同断

智正院 ④

右は見届調印、刻付を以早々順達、尤止より可被

相返候 以上

川原田

蓮花院え申達候、其組内ニ季出舞之儀早速取調可差

出候 以上

觸 状 当山役所
(包紙)

十、(242)

右者調印刻附をもつて早々巡達、尤止より可被相返
候 以上中央院
西方院カ
大善院

④ ④ ④ ④ ④ ④ ④ ④

常教院
弥勒院

④ ④ ④ ④ ④ ④ ④ ④

持明院
延命院

④ ④ ④ ④ ④ ④ ④ ④

北方院 實想院
万德院 本明院
當山目附役 常法院
法道院 本明院
延命院 本明院
持明院 本明院
弥勒院 本明院
常教院 本明院
西方院 本明院
大善院 本明院
中央院 本明院

川原田

袈裟頭代　両善院　㊞

安政二年九月廿一

去ル二日夜亥半刻地震之処　公方様　本寿院様吹上御
庭え御主退被遊、御機嫌能還　御城内　御別条無御座候
一　去ル九日於　御前堀田備中守殿御事、御懇之以上
意連判之列被　仰付、各上座被　仰付候
右之通江戸表より御奉書を以被　仰下候
右之趣相觸候条可得其意もの也

卯十月

奉行所

右之趣被　仰出候間、可被得其意候　以上

卯十月十四日中ノ下刻ニ

袈裟頭代　両善院　㊞

迄当院え可被相届候、且在・相川とも近年御礼出勤之間、當山方之儀は先例之通壹組武人宛可被罷出候、御禮出勤三輩差合・病氣ニテ不被相勤候もの有之候ハ、御礼前日九つ時までニ指合之趣書付を以急度可被相届候、在・相川とも御礼出勤之分并ニ年頭暎と致し候人跡・院主を相究、来月十日迄ニ名前書付可被差出候、且御礼出勤之輩任官相当之輩任官相当之裝束、不見苦様用意之上可被罷出候、尤も御礼ニ付入用之分ハ其向々え可被相渡候事

一　宗門改之義、例年之通り二月廿五日相改候間、壱人も不残可被罷出候、尤二月朔日目録役之輩同年扣帳当院え可被持參候、帳面之儀は隨分入念之上相認メ候上、銘々廿五日ニ持參可有之候、至之惡筆又は不調法之帳面は相戻し候間、左可被相心得候、已々当年　御奉行所より右帳面之儀ニ付御沙汰有之候間、隨分入念ヲ相認メ指出し可申事

一　御国法相守候儀は勿論、毎年　御本山より御觸達之通り一派之僧侶殺生又ハ遊芸相好ミ、或は酒狂之上喧嘩口論等致し候もの有之候節は早々可被訴出候、吟味之上宗秋可申付事
一年始御礼之儀、相川組は正月六日、在々は七日、先例之通得相心、在々より御礼出勤之輩正月六日九つ時

一　御冥伽銀・巫女役錢二月廿五日取立候間、銘銘上納可有之候、且日附役遠在之分は前日ニ罷出、廿五日早朝より相詰、其内より致持參候御役錢取立、一組限り取調、目録相添年預え出し、請取ニ引替え組内より

質素節儉之儀先年より度々相觸置候処、いつとなく相

弛ミ候向も有之哉ニ相聞、以之外之事ニ候、近來諸夷引

続入港、海岸防禦之ため御失費不少処、此度江戸表稀成

地震出火等ニテ 公儀御物入莫太之義、諸家共入費不少
候ニ付、改て際立候御儉約被仰出、万石以上以下諸家并

ニ御旗本・御家人供連省略、其外衣服等格別範未之品相

用、無益之失費相省、武備専務ニ可心掛旨被 仰出候ニ

付、於當國も諸役人一同御主意之趣堅く為相守候儀ニ付、

小前末々ニ至り候ては猶更深く相慎、衣食住を始メ都而

格別ニ節儉相守ニ己を慎ミ、決て奢ケ間敷義可不致、銘々

其職々入はまり、實意ニ相勵可申候、職業之怠りよりよ

からぬ事を生し、自然驕奢之風俗も押移り、終ニハ家名

を失ひ候ニ至り候儀を篤と相弁、別て衣服等之義は布木

綿之外着用不致は勿論聊たりとも花美高価之品売買いた

し 御主意ニ背キ心得違之もの於有之、其遂探索急度可

及沙汰条、其旨無違失可相守者也

右之通在町え相觸候間得其意、於寺社も格別節儉相守、

聊心得違も無之様可致もの也

卯十一月 奉行所

右之趣被 仰出候間、可被得其意候以上

卯十一月十四日

申ノ下刻ニ至リ

袈裟頭代 両善院 ④

申ノ下刻ニ出ス

此節壱分銀手摺之分通用差滯、相対を以引ヶ方歩合等
請取引替候趣ニ候処、一己之私を以歩合等請取引替候は
心得違不埒之至ニ候、全く手摺極印不見分より壱朱銀と
哉

一欠落あり一

替可遣候焼候分ハ是迄之通定法之歩合引ヶ方を以是又引
替可遣間、銀座え差出引替可申候、以後少々之手摺を危
踏通用差支候様成心得違一切不致、無滯通用可致候、尤
上納金無差支包方可致旨銀座えも申渡候間、少々之手摺
を彼是申、歩合等請取引替候もの於有之は、吟味之上急
度咎可申付候

右之趣武家在町寺社共不洩様、御領は御代官、私領は
領主・地頭より可被相觸候

右之通相觸候間、可得其意もの也

卯十一月 奉行所

右之趣被 仰出候間、可被得其意候 以上

卯十一月十四日

申ノ下刻ニ至リ

右之趣被 仰出候間、可被得其意候以上

卯十一月十四日

職共心得違を以聊も私欲ニ拘り候様之儀於有之ハ、吟味之上重科可申付候事

右之趣一統奉得其意、廻伏委敷写し置、觸下一同え能々念を入可申渡候、且又年々相觸候通何事ニよらす当御役所之印鑑所持不致もの巡行候ハゝ、其所え留置、早々当御役所可訴出候、此段為念尚又申達候条、左相心得此廻状名下ニ印形居之、刻附を以早々順達、留りより当御役所え急度返納可有之候、若遲滯之仕方於有之ハ吟味之上可為越度者也

未 十二月

当山 御役所 ④

佐渡国相川夕顔町

袈裟頭大行院無住ニ付

中老鹿伏村

玄養院

九、
(238)

畢

別嗣

醍醐御殿執達方

桜井雅樂殿

北村左衛門殿

前部欠一

觸 状
当山方役所

(包紙)

右之通當時被相勤候為心得申達候もの也

岩渕岡書 殿

未 十二月

当山 御役所 ④

当山一派中

別紙

今般被差向候廻文名下え調印之上幸便之砌返納可被致候、尤定例廻文も其時々返納可被有之筈之事ニ候以上

十二月

当山 御役所 代役

中老玄養院

年号月

一組惣代	何院	印
同断	何院	印
中老	何院	印
觸頭	何院	印

当山 御役所

右帳面銘々印形取揃献納金一同飛脚便を以なり其早々
 当 御役所え可相納候、且又右学寮御造營有之候ても
 学寮詰相成兼候間、永続金上納出精不致杯と深心得遣
 之もの万可有之哉も難斗候、若右躰不実之族於有之
 ハ、頭職別納ハ勿論、觸下たり共急度及沙汰候条、左
 無之様相心得可申候、尤御末派より上納金ニテハ難行
 届儀ニ候得は、兼て御達之通醍醐 御殿御手元銀を以
 連々御融通被為遊厚 御懇篤之 思召を以、御末派御
 引立被為在御儀ニ候間、右御趣意ニ相叶候様 一統格別
 ニ出精可有之候事

一 本文申達候通出銀銘々人別帳面・目録・名前等逸々
 御法頭准后御所被達 御聽候上ハ、從 御殿上納済之
 旨更ニ御書付御印証人別ニ可被下置候間、永続御引立
 之儀御手堅被入御念候御取斗被成下候条、呉々心得違
 中 御役所并学頭え会釈等決て可為無用、自分日用扶
 持方之儀ハ賄方と直読可有之、其余都て入用薄々手輕
 く学寮詰相成候様、觸頭共ニテ厚世話致し、奢ケ間敷
 儀一切令停止候間、銘々相励勤学可有之候、若万一千

無之様可奉存候事

一 右学寮此節專御造營中ニ付、近々皆御成就ニ至り候、
 随て学寮え相詰候もの共ハ、其觸頭ニテ得と取調、當
 人と国郡・村・院名或ハ坊号等委細相認、書付を以早々
 当 御役所え可申越置候、弥御成就之上ハ急速申達候
 間、其節早々出府可有之候事

但右名前等前以不申越候歟、又ハ当 御役所より不
 申達、以前差懸ケ出府致し候てハ多人数混雜いたし、
 差支候儀も有之、空帰國致し候様ニテハ甚不都合、
 且当人迷惑も有之間、左無之様觸頭共厚致世話、諸
 事弁利宜様入念之取斗尤ニ候事

一 学問所皆御成就之上、当 御役所より申達候御学寮
 詰出府之もの觸下之輩ハ、觸頭之添翰を以可罷出候、
 觸頭ハ留主中諸御用向差支無之様中老又ハ配下之内え
 碇と申渡、其ものより之書面を以可罷出候、且觸頭・
 別納或ハ組預り等之二代共は、其師父より添書を以可
 罷出候、尤上納多少不拘有無出府勤学可有之候、勤学

但何々印

金何程印

何國何郡何村
何院印

印

二代ニて別段獻納之ものハ其院主之次ニ認候
但何々印

右何院儀、實ニ極貧ニて日嘗ニも差支候ニ付、乍恐獻納難相成候、依之無拠御用捨奉願候、若偽之儀申上後日脇より相知候ハゝ何様之御咎ニても可被 仰付候

金何程

金可呈

但何々

右院儀困窮ニ付、乍恩調達難相成候ニは、書面之通並方半減上納仕候、此段御聞済被成下度奉願候、若偽之儀申上候ハ、何様之越度ニもの被仰付候 以上

觸頭 中老 同斷 一組惣代 何院 何院 何院 何院 印 印 印 印

物メ金何拾両也

金河

當時上納

前書期月通急度皆納可

仕候

右は今般 御法頭御所様思召を以當山 御役所御境
内之学寮御造營被為遊候ニ付、為冥加書面之通奉獻
納候、右上納之儀ニ付若私欲ケ間敷儀仕候ハゝ、何

樣之重科二也可被
仰付候
以上

此時ニ候間、右御趣意能々相弁え、別段出精可有之候、
尤格別出精上納之ものえハ追て及沙汰候儀も有之候間、
左相心得可申候事

但院主二代両人交礼之ものハ上納物老人前ニて可然
候、尤為冥加銘々献納有之ニおみてハ別段御奉書被
成下候事

一 平並觸下之もの懸リ弟子ニ至ル迄人別ニ金壹分宛上
納可有之候、尤困窮ニて上納相成兼候ものハ半減又ハ
実ニ極貧ニて日當ニも差支候程之ものハ其次第二より
筋合相立候ハゝ、品ニ寄御用捨也可有之候事

但當時皆納難相成候ものハ、半納致し置残金ハ明年
又ハ武ヶ年賦上納ニても可然候、兎角右等之儀ハ頭
職共厚配意之上勝手儘之儀無之様、能々念を入、諸
事正格之取斗尤ニ候事

一 右上納帳面美濃紙を以堅帳面ニ仕立、認方左之通

(印)

年号月

(印)

学問所御永続銀獻納目録帳
何国何郡何村

何院 印

觸頭或ハ別納

何寺
院

金何程 (印)
何国何郡何村
觸頭 何院 印

金何程 (印)

但皆納 (印)

又ハ内金何程 (印)

當時上納

残金何程 (印)

明年中急度上納可仕候
或ハ明年より武ヶ年賦ニ上納可

仕候

金何程 (印)

何国何郡何村
中老 何院 印

但何々 (印)

金何程 (印)

御朱印地

或ハ別当職 又ハ除地古跡

何国何郡何村

何院 印

被為在候御儀ニ付、諸國之御末派頭職は勿論、觸下一同難有奉拝承、銘々分限ニ応し為冥加学寮永続銀上納

可仕旨被仰出候条、別紙添觸之通一統得其意、格別出精上納可有之儀ニテ、且頭職之ものハ別て忠勤相励、實意之取斗勿論之事ニ候、尤出銀為取集別段役方在出可仰付筈之処、左候てハ逗留中賄向旁餘分之物入も可有之、彼是厚思召を以右等之不被及御沙汰候間、

此旨頭職始觸下一統能々相弁へ、出銀上納方出精可為專用候、尤出銀高銘々人別ニ相誌帳面仕立、上納可有之右目録名前等逸々御法頭准后御所被達御聽候条、各冥加を奉存、可成丈ヶ出精可有之候、猶又弥学寮御造營諸事相整候上は急速廻文を以申達候間、別紙添觸之趣兼て相心得、其節之指揮に応し銘々心懸ケ出府、學寮之相詰、宗学専相勵、経論釈疏事相教相諸般之學業追々出精通達し、学行精備之上弘法利生之志有之ニおるてハ慈法又は誦經等薰修之功劳も有之、修善止惡明心救人を旨として咒術修力効驗有之ハ自然之帰依、人望ニモ相叶道徳抜群之上ハ求すして宗門興隆之基に候条、末々ニ至る迄是等之趣心得違達無之様、格別御手厚被仰出候事

但国々其最寄におるて一派之中事相教、相宗学等

相心得候もの有之候ハ、隨身可致勤学候事

右之趣御法頭准后御所被仰出候条、一統難有奉拝承、惣て御末派之輩不洩様能々相弁へ、御懸命之御趣意ニ相叶候様誠精可相守候、此段頭職共奉得其意、觸下一同御念を入可申渡もの也

未十一月

藤井出羽介

(4)

平井治部卿

(4)

当山一派修驗中

添嗣

今般當御役所境内え学問所御造營之儀前書御達之通御法頭准后御所御厚御懇篤之思召被為在候条、一統難有可奉御奉候、隨て為冥加学寮永続銀上納被仰出候間、心得方左ニ申達候

一觸頭別納之面々ハ勿論御朱印地・古除地・別当職都て格立候院跡ハ其分限ニ応し格別出精上納可有之候、其餘平並觸下ニても暮し方整居候ものハ、別て出精上納勿論ニ候、兼て前書御達之通公儀之御願被仰入、偏ニ御末流御引立被為在候御儀ニ付、実以一派之興隆

住持 義文(柳)辰三十八才

—以下欠—

八、(236)

御本寺	急廻章
当山 御役所	

今般当山 御法頭准三宮依 思召 公義之御願
濟之上被 仰出候條々

当山修験宗門之儀は根本 理源大師之御遺法嫡々相承之法系ニテ、持明悉地加持祈禱を以度生之方便とし、顯密兼学之宗風、就中咒力立驗を以専門之儀とする力故二門義を修験宗と相称し、御末派坊舎諸国ニ棋布し、各連綿し来て世々其人ニ令からざる事偏に法祖高徳之いたす所也、然に年序を経に隨ひ世降り人衰時澆季ニ及び、漸く衰微ニ近かんとす、此を以宗風久敷振ハす、咒力道徳之聞有之、人稍令して非違之族頗多、適修學

執心之もの雖有之難得、良沙官且學校之設無之故ニ年思不任意、空く一生を過るもの不少、剩怠惰之輩にてハ雖及晩年不遂入峯、倍放恣濫漫之故に自然と人望を背き、帰依を失ひ、禁令を犯す族も粗有之哉、依之不得止事、公儀御苦柄筋之儀共時々有之段可忍人事ニ候、是全法流之衰廢尤歎ケ敷次第二候条、彼是以 御法頭准三宮深御痛心被為遊候御儀ニ候、尤前々より被為定置候御掟も雖有之、末々ニ至候てハ取締向行届兼、おのつから犯科之族有之哉ニ付從 公儀も御手厚之御達等折々諸宗觸頭共え被 仰渡候趣、准后御所被達御聰忝御儀被 思召、旁以当山一宗之輩弥怠惰之心を改、修験道根本大峯靈場修行於峯中秘密灌頂遂入壇、追々応機根印可可致、系法本意を為教學、今般江戸御役所鳳閣寺境内ニおゐて學問所御造営之上諸國御末派之修験追々相詰勤学為相励候様被成度、從 公儀之御願被 仰入候処、 思召之通速ニ御許容被為成進、殊更ニ御満悦被為遊候御事ニ候、依之不取敢學問處御造建被 仰出、無程御成就相成候間、一統難有可奉存候、隨て学寮御造営ニ引続学校所永続御手當方、其外諸雜費費莫大之御物入ニテ、尤連々醍醐 御殿御手元御融通も可被為遊、旁 御懇篤之御氣色を以御末派御引立

御役所

以書付を奉願上候

拙院神子千日義、長々病氣ニ付此度越後表え湯治ニ差遣
し度奉存候間、舟場赤泊出御判願上度、右ニ付奥印奉願
上候以上

午四月

川原田諏訪町

願主

良学院

目付役 蓮花院

判 判

当山 御役所

差出申一礼之事

一年始御礼

笹川 三光院

一組頭暮番書

小木 世尊院

相川 大徳院

五、(231)

くに事

内壺人増

右者本山方修験上山田村金剛院より嫁ニ貰ひ、尤元神
子ニ有之候ニ付則改名ゑち前ト當帳より書かへ申候

六、(232)

口上

今日ハ雨天ニ罷成申候、扱又御無心申上候も兼入候得共、
神樂鈴拝借仕度、此使之ものへ御渡可祈下候様、何分御
頼申上候 已上

三月廿三日

門前

両善院様 安岡把前

遣し

(包紙)

七、(234)

一前部欠一

一同断

源正院

隠居 源尚

辰七十四才

義歛房

附弟仙馬

辰五才

一当山巫女代々注連筋

母巫女

内宮翁

辰六十二才

妻巫女

神子 六人

俗男 四人

俗女 弐十弐人

右之通り相違無御座候

法道院 ④

当山御役所

二、(205)

書付を以奉願上候

拙僧妻伝儀、当院ニテ住連渡之式法為致度奉存候、即
御聞済被下置候様奉願上候、尤当月廿日修行仕度候、御
定法相守、旧儀は勿論都て何事ニ不限沙法実意為相守可
申候間、右願之趣御聞済被、仰付被下置候様奉願上候
以上

安政五年四月

吉井本郷

賢光院

看坊 覚山 ④

目付役

当山 御役所

同所 地福院 ④

願主 大想院 ④

目付役 教学院 ④

三、(207)

書付を以御願奉申上候

今般拙僧院跡新規巫女職相立度奉存候ニ付、注連筋之
儀は川崎村法道院ニ仕度、巫女名は嶋香ト称し度奉存候
間、此段御聞済被仰付被下度候之様奉願上候、尤御法式
相守候儀は勿論、不法混乱等無之様急度為相守可申候、
右願之通被仰付被下置候様奉願上候 以上

安政五年九月

潟上村

延命院 ④

目付役注連元兼

川崎村

法道院 ④

当山御役所

四、(223)

一前部欠一

午年十月

梅津村

願主 大想院 ④

目付役 教学院 ④

内毛人増いぬ是ハ去五月

出生二付当帳より出加へ

申上候

五人內修驗老人俗女四人

同郡善光寺村	真言宗善光寺且那	妻	そま
同	娘	しら	卯巳七才
同	てり	しら	卯巳四才
メ五人内	修驗式人	妻	卯巳三拾三才
俗女三人			

加茂郡下久知村実相院同行川崎村万徳院

住持貞全刊印三十卷

○同郡美新町

淨土宗正覺寺田那母みす判六十七才

同

同 姉 し

卷之三

内山承久詩直詞行 加茂郡鷺上村延命院

主持密尊

同郡同村

禪宗湖鏡庵且那

同妻やの判已三十六才

同 娘 ます (判) 己十二才

同 妹 い わ 判

立院格老ケ院
組内惣人数四十八人　内勤修驗十式人
無役修驗四人

無役修驗四人

修驗老人

雜太郡西方村
宝珠院同行 加茂郡鴻上村持明院

弟子本昌
判已五十六才
院代延命院密尊

修驗壺人

卷之三
人內修驗毫人俗女武人

俗女武人

真言宗三締坊且那

妻かや
判巴五十六才

周平事當巳年より江戸、帳相除事	すら すら 同 同 同 同 同	判巳八才
内ニテ老人増ゆく義去五 月出生二付当帳より書加 へ申上候	みと みと 内 内 内 内 ゆく ゆく 内ニテ老人増ゆく義去五 月出生二付当帳より書加 へ申上候	判巳六才 判巳三才 判巳十七才
内山永久寺直同行	岩本大行院同行	加茂郡瓜生屋村弥勤院
加茂郡上新穂村大善院	看坊 隆長	判巳三十八才
住持 有全	同 真言宗善光寺且那	母 もく 娘 もん 判巳三十八才
弟子 栄全	メ三人内 修驗老人	判巳七才
加茂郡井内村	内山永久寺直同行	加茂郡上新穂村正寿院
真言宗神宮寺且那	住持 源尚	母 もく 娘 もん 判巳六拾三才
同 同 同	弟子 義文	判巳廿七才
加茂郡井内村	当山巫女代々直住連	巫女 内宮 判巳五十毫才
真言宗神宮寺且那	弟子 神子老人	神子老人
メ三人内 修驗老人	内山永久寺直同行	加茂郡爪生屋村常教院
内老人増ス栄丸是ハ去五 月出生二付当帳より書加 へ申上候	住持 快宥	母 もく 娘 もん 判巳三十七才
内老人増ス栄丸是ハ去五 月出生二付当帳より書加 へ申上候	弟子 栄山	母 もく 娘 もん 判巳七才
内山永久寺直同行	岩本大行院同行	加茂郡爪生屋村常教院
加茂郡上新穂村大善院	看坊 隆長	判巳三十八才
住持 有全	同 真言宗善光寺且那	母 もく 娘 もん 判巳三十八才
弟子 栄全	メ三人内 修驗老人	判巳七才
加茂郡井内村	内山永久寺直同行	加茂郡上新穂村正寿院
真言宗神宮寺且那	住持 源尚	母 もく 娘 もん 判巳六拾三才
メ三人内 修驗老人	弟子 義文	判巳廿七才
内山永久寺直同行	当山巫女代々直住連	巫女 内宮 判巳五十毫才
加茂郡上新穂村大善院	弟子 神子老人	神子老人
内老人増ス栄丸是ハ去五 月出生二付当帳より書加 へ申上候	住持 快宥	母 もく 娘 もん 判巳三十七才
内老人増ス栄丸是ハ去五 月出生二付当帳より書加 へ申上候	弟子 栄山	母 もく 娘 もん 判巳七才

一、(200)

安政四年 新穂組
修験当山 家族人別帳
神子

二月 目付役法道院

岩本大行院同行 加茂郡下久知村実相院

住持 隆賢 ④巳三十式才

同 弟子 快般 ④巳三十才

当山巫女代々住連元

○え

真言宗弥勤寺且那

神子 鹿嶋 ④巳三十式才

弟子神子 豊嶋 ④巳式十二才

弟 智海 ④巳十才

妹 むめ ④巳六才

男子 清山 ④巳三才

メ七人内 修験式人 神子式人

俗男式人 俗女老人

加茂郡下久知村実相院同行川崎村法道院
住持 宜明 ④巳三十八才

同郡川崎村

禪宗晃照寺且那
同郡下久知村実相院添合住連筋
母神子 鹿嶋 ④巳六十八才
妻神子 三嶋 ④巳廿九才

娘 かね ④巳十二才

男子 孝雲 ④巳八才

妹 こん ④巳三才

メ六人内 修験老人 神子式人

俗男老人 俗女式人

岩本大行院同行 加茂郡善光寺村西方院

住持 長興 ④巳三十六才
徳居 長賢 ④巳七十四才

同 当山巫女代々住連元

同郡同村

真言宗善光寺且那 神子 鹿嶋 ④巳三拾才

- 出可)」、250 「公儀御本山触状(御国法相守り宗門改
例年通、御冥加銀巫女役錢上納無住之院跡世話など)」、
337 「書状(下書)(拙僧妹わか当人勿論拙僧並親類相
川組連印を以御請書)」、357 「書状(貴僧様より御役
所一同之得度届ケ之儀之書面)」、361 「書状(御役所
表之儀、修驗道立伏如何ニ御座候や)」、372 「書状
(宗帳取調へ者是迄之通調置候様ニ)」、375 「書状
(来ル十一日から十三日迄拙寺ニテ地下町老若男女集り
金銀山繁榮のための祈願)」、382 「書状(大倉村天龍
院娘いと儀拙僧引請候へ共注連渡ニ相兼)」、388
「書状(拙院法未分御冥加銀巫女役錢明日參上之節)」な
どである。本報告は佐渡における近世期の修驗者や巫女
たちの生活の様子がよくわかる部分を中心とした。
さまざまな側面から佐渡の修驗道組織とそこに所属し
ていた巫女の姿を解き明かすことができたら幸いである。
- 凡例
- 一 ここに取り上げる資料は、佐渡相川町文書館が収集
した旧当山派修驗両善院(現新潟市在住の富崎安彦
家)の文書である。
 - 二 文書には通し番号を付けたが、括弧の中の番号は相

川町文書館が作成した文書目録の配列順とした。
用字は原則として原文のままとした。ただし「佐渡

江」は「佐渡え」、「佐渡⁵」は「佐渡より」、「
佐渡ニ而」は「佐渡ニて」、「何茂」は「何も」、
「然者」は「然は」のように書き直し、「而已」
「歟」「哉」はそのままの字体とした。また原文に
「構」「宣」「更」とあるものは「構」「宣」「事」
と改め、また変体仮名も普通の仮名に改めた。
ものには正字を(一カ)と傍註した。

四 当て字は原則として改めなかつたが、とくに難読の
明らかに誤りと思われる部分や疑わしいものは原文
のままでし、(ママ) (欠カ)などの傍註をいた。
虫喰い、破損部分、難読の部分は相当字数を□
で示し、次数不明の場合は「」で示した。
敬語のための欠字、改行はすべて一字欠字とした。
本文には句点はないが、読みくだしやすくするため、
適当に句点をいた。

九 地名・人名・職名など、二箇以上併記してある場合
には中黒丸(・)を打つた。

佐渡に残る修験資料（四）

神田 より子

資料翻刻に当たつて

佐渡に残る修験資料を取り上げて四回目⁽¹⁾になる。資料は佐渡相川文書館が収集した修験の文書である。今まで三回の報告でも述べてきたが、筆者の佐渡における研究の目的の一つは、近世期の佐渡の巫女の姿の解明にある。それは明治大学教授だった故萩原龍夫先生が書かれた『巫女と仏教史』⁽²⁾の後編を書いてみないと考えてのことであった。

こうして始めた佐渡における資料収集も、巫女ののみを追いかけていたのでは、彼女たちの所属組織の実態がわからず、結局は巫女の解明にもつながらないのではないということで、「佐渡に残る修験資料（二）」⁽³⁾からは彼女たちの関わっていた修験組織の解明を目指すことにし、佐渡に残る修験資料全体眺め直すことにした。以上のような経過を経ての第四段が本報告である。

今回は相川町に残る富崎家文書を取り上げる。富崎家文書は相川町文書館の資料目録番号 188 から 477 までの膨大なものであり、年代は享保 7 年から昭和 25 年までの間である。以下に述べる資料番号と内容は相川町文書館の文書目録によるものである。200 「当山修験神子家族人別帳」、205 「書付を以奉願上候（拙僧書傳儀當院ニ而注連渡之式法為致）」、207 「書付を以御願奉申上候（拙僧院跡新規巫女職川崎村法道院三仕度）」、223 「以書付を奉願上候（拙院巫女千日儀病氣ニ付越後表江湯治ニ差遣し度出御判）」、231 「（附）くに事本山方修験上山田村金剛院より嫁に貰ひ尤元神子ニ有之」、232 「口上（神樂鈴拝借仕度此使之ものへ御渡）」、234 「宗門帳（断片）」、236 「御本寺御用急廻章」、238 「触状（質素節儉など特に慎しむようほか宗門改めなど連絡事項）」、242 「触状（香料並御祝儀物之儀先導面申達置候）」、248 「急差（宗門帳 切形持參罷